

令和 7 年 10 月 会 議

第 28 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開 催 年 月 日 令和7年10月28日(火)

開 催 の 場 所 議会棟全員協議会室

出 席 委 員

議席番号 1 番	森 山 謙 治	議席番号 9 番	金 子 美登里
議席番号 2 番	比留川 賢 次	議席番号 10 番	橋 本 久 男
議席番号 3 番	笠 間 保 一	議席番号 11 番	大 塚 秀 一
議席番号 4 番	比留川 義 昭	議席番号 12 番	宇 野 政 信
議席番号 6 番	内 田 直 彌	議席番号 13 番	早 川 新 市
議席番号 8 番	木 村 寛	議席番号 14 番	古 塩 貞 夫

欠 席 委 員

議席番号 7 番 早 川 晴 子

出 席 推 進 委 員

第1地区担当	山 田 英 毅	第3地区担当	志 澤 輝 彦
第2地区担当	峯 山 健 吾		

欠 席 推 進 委 員

傍 聴 人 0 名

提 出 し た 議 案

議案第 32 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 33 号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 34 号	農用地利用集積等促進計画の決定について
議案第 35 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第 36 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
報告第 7 号	専決処分等について

議決事件及賛否の数	別紙記載のとおり
議 事 の 要 領	綾瀬市農業委員会会議規則による
採 決 の 要 領	綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 西 忠 彦
次 長	鈴 木 武 志
主 幹	古 賀 治 美
主 事	鈴 木 美 咲
主 事	北 澤 勇 輝

9時 00分 開 会

○議長（古塩 貞夫君） やっと秋らしくなったというか、急に寒くなってきました。

総会を開会いたしたいと思います。

それではただいまより令和7年10月、第28回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。

本日、7番早川 晴子委員におかれましては、所用のため欠席の報告をいただいております。

したがいまして、現在の出席委員は、12名、推進委員は3名でございます。定足数であります。在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、6番内田委員、8番木村委員のご両名にお願い申し上げます。

次に4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（古賀主幹） それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきます。事前に配布させていただきました総会議案書、農地法第5条に係る資料1、2、3、4、協議会資料のほか、本日皆様の机の上に、諸般の報告、農用地利用集積等促進計画の確認情報のご確認をお願いいたします。

諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

今後の予定について申し上げます。

31日県央地区農業委員会連合会第1回会長・事務局長会議 大和市において、職務代理が出席される予定でございます。11月6日、県農業委員会活動推進大会 横浜市において、委員7名が出席される予定でございます。14日園芸立毛共進会褒賞授与式 視聴覚室において、会長が出席される予定でございます。18日、審議案件現地調査、市内一円において、第4班の委員が出席される予定でございます。同日、令和7年11月（第29回）農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。25日、令和7年11月（第29回）農業委員会総会、議会棟全員協議会室において委員全員が出席の予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の5ページをご覧ください。

審議前に、当日総会分を申し上げます。法第3条許可申請1件1,067平方メートル、法第5条許可申請4件2,284.98平方メートル、農用地利用集積等促進計画決定14件22,431平方メートル、相続税納税猶予証明1件2,220平方メートル、引き続き農業経営を行って

いる旨の証明 3 件 4,141 平方メートル、法第 3 条届出 1 件 2,220 平方メートル、法第 4 条届出 2 件 1,844 平方メートル、法第 5 条届出 1 件 450 平方メートル、法第 6 条農地所有適格法人の事業等の報告 1 件 11,173 平方メートルでございます。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の報告が終わりました。ただ今より 5 の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。

それでは、日程第 1 号、議案第 32 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 9 番について、議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局(古賀主幹)総会議案書 6 ページ、7 ページをご覧ください。

農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 9 番でございます。

申請地は[REDACTED]、地目畑、現況畑、地積 1,067 平方メートルでございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外でございます。場所につきましては、7 ページをご参照願います。申請理由は、農業経営の拡大を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転でございます。

譲受人は、利用集積の畑 991 平方メートル、自作の畑 8,052 平方メートルを耕作し農業経営を行っており、これらの農地全てが適正に管理されていることを確認済でございます。農業従事状況につきましては、トラクター、クレーン車、消毒機等を保有しており、農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 250 日です。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。 8 番 木村委員

○8 番(木村 寛君)10 月 20 日第 3 班委員、橋本委員、金子委員と、推進委員の峯山さんと、農業委員会事務局職員 3 名で、現地の確認をしてまいりました。[REDACTED]には植木が植えられており、しっかり管理されておりました。許可申請については問題ないと、3 班では思っております。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等ありましたらご発言願います。 12 番 宇野委員

○12 番(宇野 政信君)今月 20 日、[REDACTED]さんにお会いしてお話を伺ってきました。

今の譲渡人の[REDACTED]さんは新潟なので、とても神奈川のこちらのほうは管理ができないと

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入っていただきます。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

（参考人 答弁）

○参考人（ 君）皆さんおはようございます。 で不動産産業を営んでいます と申します。よろしく願いいたします。まず転用を行う理由でございますが、土地の名義人といいますが、 さんは 代になりまして、農業をしていくのに、体力的に厳しいかなというのが1点と、それからご子息1人いますが、ご子息も会社員で農業をこの後自分が継いでやりますよという意思がないですから、その辺も含めまして、この当該申請地の周りが、大分開発されてきましたので、土地利用し賃貸借出したらどうかと結論に至りました。隣接する さんっていう会社が、本社が ですが、本社でも大型中古機械の修理、リサイクル、リユースをしている会社ですが、中古の機械を載せた大型の車両の出入りに苦労しているということでした。本社と、隣の第3事業所っていうのがあるんですが、隣接するところも、全長が14メートルくらいある車が出入りいたしますので、どうしても運転者がですね、出入りというところで、気を遣うものですから、社員の人の駐車場があるんですが、やっぱそこを1台1台ぐらい、こちらのほうに隣ですんで移して、それから、第2事業所というのは のほうにありますが、 のほうも、これもまたすごく狭くて、やっぱストレス溜まるんですよっていうことで、お話をしましたところ、ぜひとも社員用の駐車場としてとお話がまとまり、今回の農地転用の申請に至りました。

土地利用計画及び施設概要について、[]及び[]につきましては、[]様の社員の駐車場として、使用いたします。

使用する車は普通車並びに軽自動車でございます。現地は畑でふかふかの土地ですから、転圧をして、多少盛土をして、そのあと碎石を敷いて駐車場 13 台です。本社が 7 台、社員の方の駐車場、それから隣の第 3 事業所が、2 台、それから[]が 4 台、計 13 台の駐車場として、申請します。南側から北側に、高低差がちょっとあります。そのために碎石を敷いて、よく 0.2 っていうんですけども、雨水の浸透度係数ですね、今畑ですけども、畑も 0.2 ということで、碎石を敷いても 0.2 ということで、現実、この土地に関して、想定を超える雨水が降っても、この中の敷地内の土砂は、道路には流れてこないですけども、なおかつ碎石を敷いて、雨水浸透柵を設置して、80 センチぐらいちょっと部分的に高低差があるところについてはですね、斜面に芝の種を吹きつけた芝ネットを張って、なおかつ、とまるくんというのがあるんですけども、高さ 30 センチ程度ですね、土砂防水の防止の柵を設置いたします。そして土砂の流出を防ぐようにいたします。ちなみに、現況畑ですけども、過去に土砂が流れて、道路のほうに行ったっていう事例はございません。

転用計画と周辺への防除対策についてなんですけども、第 3 事業所、[]様には、ちょっと見づらいですけども、塀がついていますので、物が飛んでいったり何かしたりっていう、もちろん迷惑がかりませんし、[]さんのほうも、鉄筋コンクリートの、擁壁ができていまして、これは北側ですね、[]さんが西側ですけども、西も北も企業の塀で囲まれていますから、そんなに問題はないというふうに考えております。南側と東側については公道になりますので、土砂の流出さえ防止策をとっていれば、問題なくこの土地が使えるかなというふうに思っています。

工程及び工期並びに工事期間中の安全対策ですけども、綾瀬市農業委員会、神奈川県が許可がおりましたら、予定では 12 月 1 日から、令和 8 年 1 月 31 日まで、約 2 か月間にかけ、工事を進めたいと考えております。12 月 29 日から 1 月の 4 日 5 日ぐらいまでは、お正月休みになりますので、その分の行程を配慮して、約 2 か月間事業を進めていく予定です。途中、雨水の浸透柵の設置については、生涯学習課さんに連絡をして、その辺のところですね、また立ち会ってもらって、やっていきたいというふうに思っております。

安全対策についてはですね、工事期間中安全施工を心がけるとともに、運搬車両の交通安全を徹底してまいります。幸い建築工事を伴う大規模な現場でもなく、比較的小規模の現場になりますので、現場での出入り車両については、現場作業員が必ず立ち合い、他の車

両にも配慮して工事を進めてまいります。

隣接耕作者と、周辺地域への説明状況についてというのは、西側は■■■■■さんの第3事業所、北側は■■■■■さん、両者とも、駐車場になりますので、もしよかったら賃貸借してくださいという説明をしてあります。

それからもう一つ南側と東側についても、営業をかけていますので、こういう駐車場になりますという説明だけはしてあります。

施設の管理計画については、転用申請地が、■■■■■の第3事業所の隣ということ、本社から歩いて10分ということで、また地主の■■■■■さんが歩いて1分のところに、ご自宅を構えていらっしゃいますので、何かあれば、例えば、集中豪雨で雨が出たりですとか台風ですとかであれば、その辺のところの見回りもやっていきたいというふうに申しておりますので、そんなようなことで対応していきたいと思っています。以上になります。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件の地域の担当委員は私でございますので発言をさせていただきます。 14 番 古塩委員

○14 番（古塩 貞夫君）譲渡人の■■■■■さんは、先ほどちょっとお話ありましたが■■■■■歳を超えて、大分農業も続けられないということと、将来を畑として維持するのは難しいような話でございました。それでこの場所はですね、以前はいろいろ農地だったんですけど、ここ2、3年の間に、この周辺全て、転用されて工場敷地等に既になっております。■■■■■、■■■■■畑だけが残っていたんですけど、もうこれ以上続けられないということで、現地の周りのほうも隣接地との境も、鉄筋コンクリートの壁で仕切られておりますので、隣に迷惑かけるような状況ではありませんでした。細かい状況につきましては先ほど参考

人が申し上げたとおりでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

○6 番（内田 直彌君）地域は、都市計画法では何になりますか。

○議長（古塩 貞夫君）事務局

○事務局（鈴木主事）市街化調整区域です。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第 5 条の規定による許可申請、整理番号 10 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、同じく、農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 11 番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 10 ページ、11 ページをご覧ください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 11 番でございます。

申請地は XXXXXXXXXX、地目畑、現況畑、地積 323 平方メートルでございます。転用目的は駐車場でございます。転用理由は従業員用駐車場用地確保のためとのことでございます。権利の種類につきましては所有権の移転、農地の区分につきましては第 2 種農地でございます。場所につきましては、11 ページの案内図をご参照願います。また、資料 2 に申請図面等を配布してございますので、併せてご参照願います。

この転用に伴います工事の概要は、南側隣接農地との境にコンクリートブロックを 2 段積みし、南側の農地に影響が出ないようにします。北側綾瀬市道との境で道路との高低差がない場所に関しては高さ 30cm の鋼板を設置し、砂利敷きの駐車場造成工事による雨水浸透阻害によりあふれた雨水の道路流出を防止します。

土地利用計画につきましては、資料 5 ページをご参照ください。工期は資料 6 ページのとおり許可日から 31 日間でございます。立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第 2 種農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告をお願いします。 8 番 木村委員

○8 番（木村 寛君）現地は耕うん済みでしっかり管理をされておりました。許可申請については、問題はないかと思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です
○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

（参考人 答弁）

○参考人（ 君）よろしくお願いします。 の と申します。

1 番の転用を行う理由と、この地を選定した理由についてですが、譲受人は本件の隣接地で運送業を経営しております。今回、従業員用の自家用車の駐車場として、この土地を利用したいということでございます。

2 番の土地利用計画及び施設概要についてですが、砂利敷の駐車場にいたしまして、利用台数は15台を計画しております。

3 番の利用計画と、周辺への防除対策等についてですけれども、今回隣接している農地が、南側隣接地だけになりますのでそちらのほうには、コンクリートブロック2段積みで、土の流出入がないようにいたします。

あとは、綾瀬市道及び譲受人が経営している運送会社の車両置場と隣接することになるんですけれども、綾瀬市道との境のほうには特に何も計画しておりません。

道路から若干離して駐車場の計画をしておりますので、こちらに関しては特に、柵を設けたり、そういったことを今計画しておりません。

4 番工程及び工期並びに工事期間中の安全対策についてですが、おおむね、許可がおりれば、12 月中に駐車場の造成工事を、行うというふうに考えております。

天候等によって多少、ずれることあるかもしれませんが、大きな工事ではないので大体それぐらいで終わるだろうという考えでございます。

安全対策についてですけれども、工事車両の出入り等は、全て[]さんの車両置場のほうから、重機なんかの進入は考えておりますので、一般の交通の妨げになるようなことは特にないかと思います。

5 番の隣地耕作者と周辺地域への説明状況についてなんですけれども、隣接農地、南側は地番 [] ですが、こちらのほうは相続人がいない農地になっておりまして、所有者不在でございますので、これについては説明というのは特にしてないです。あとは、[]さんが使用されている道路だけということになりますので、特に説明は行っておりません。

6 番の施設の管理計画についてなんですけれども、駐車場という利用なので、特に管理等はないんですけれども、自家用車の駐車場なので夜間はほとんど車が停まりません。日中ですね、会社の営業時間中に、社員の方が車を停められるという使い方になります。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。他に、参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 4 番 比留川 義昭委員

○4 番（比留川 義昭君）本件につきまして地元委員として発言いたします。私も現地確認を行い、申請者に会ってまいりました。先ほど第 3 班の代表の方から報告がありましたとおり、やや下草はありましたが、耕うん状態にあり、第 2 種農地に該当し転用可能な農地

であることから、転用はやむを得ないと思います。皆さんの審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号11番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、同じく、農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号12番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（古賀主幹）総会議案書12ページ、13ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号12番でございます。

申請地は[REDACTED]ほか11筆、地目田、現況田、地積合計408.98平方メートルでございます。転用目的は駐車場及び車両置場でございます。転用理由は従業員用駐車場用地及び車両置場確保のためとのことでございます。権利の種類につきましては所有権の移転、農地の区分につきましては第3種農地でございます。場所につきましては、13ページの案内図をご参照願います。また、資料3に申請図面等を配布してございますので、併せてご参照願います。

この転用に伴います工事の概要は、敷地全体を砂利敷とし雨水は自然浸透、北西側・南西側・南東側は新設の単管鋼板土留めを行い、隣地への雨水・土砂流出を防ぎます。北東側接道面に関しては、水勾配を敷地内へ向け流出を防ぎます。土地利用計画につきましては、資料5ページをご参照ください。工期は資料6ページのとおり許可日から1か月でございます。立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第3種農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告をお願いします。 8番 木村委員

○8番（木村 寛君）現地は耕うん済みでしっかり管理されておりました。申請許可に対しては問題がないかと思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入っていただきます。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

（参考人 答弁）

○参考人（ 君）代理人をやっていますと申します。よろしくお願いします。

転用を行う理由とその地を選定した理由についてに関しましては、今回の転用事業者が、本地域からですね、徒歩で約3分ほどのところにあります。 さんというところになるんですけれども、 さんは と と、綾瀬に工場を持っておりまして、その中で綾瀬が事業も近いところを探していた中で、今回の転用を申請してる土地がありまして、そこを選定させていただいたということになります。

理由はですね、3か所事業所ございますけれどもその中で、社用車を10台以上、保有しておりまして、お客様からお預かりした車を、事業所内に置きたいということで、社用車を停める駐車場を探していたというところになります。

2番、土地利用計画及び施設概要、土地利用計画図をご覧いただければわかると思うんですけれども、縦列で10台、11台、駐車場を設置いたしまして、前面が若干空きますけれども、そこはお客様からの預かり等の車を車載車で持ってきて、そこで載せ降ろし等を行うためのエリアという形になってきます。

周辺への防除対策に関しましては周辺、前面道路部分は何もいたしませんけれども周りを安全鋼板で固めまして、雨水等の流出は防ぎます。

工程及び工期、こちらに関しましては許可をいただきましたら、そのあとすぐに工事に入

りまして、大体1、2週間ぐらいで終わる予定になってはいますが、工程表としては若干長めにとらせていただいております。

工事期間中の安全対策に関しましては生活道路の中にある土地なので、重機での砂利の運び入れのときに関しましては十分周辺に注意しながら、安全な速度で入っていくような形で指導をさせていただきます。

隣接耕作者はいらっしゃらないので、周辺地域の方あと住宅がございますので、住宅の方にはご説明をさせていただきます。こういった形になりますよといった形で説明させていただきます。隣接しているのは今回の譲渡人の住宅になりますので、ご理解をいただいているところになっております。

施設の管理、こちらに関しては駐車場という形になりますので、計画以上に多くの車を停めたり等、そういったことがなく、近隣の方から苦情が出ないような形で、管理をしていただくような形で指導をしていきたいと思っております。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございます。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 2番 比留川 賢次委員

○2番（比留川 賢次君）10月22日譲受人の代理人とともに、現地確認を実施いたしました。現況は、第3班が述べたとおりで、多少下草がありましたが耕うん状態でありました。その内容については先ほど代理人が説明されたとおりであります。

1点、近隣住民への騒音等の影響ですが、今回の理由が従業員の駐車場及び車両置場ということから、騒音等の影響はないと思われます。よって地域担当者としてしましては、農地法第5条、農地転用については、許可妥当と思われます。皆様のご審議よろしくお願

いたします。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。
意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号12番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、同じく、農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号13番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（古賀主幹）総会議案書14ページ、15ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号13番でございます。

申請人及び申請地は記載のとおりです。申請地は綾瀬市[REDACTED]、地目畑、地積988平方メートルでございます。一時転用目的は農地造成、転用理由は土壌改良及び農地造成のためとのことでございます。権利の種類につきましては使用貸借権の設定、農地の区分につきましては市街化調整区域・農用地でございます。場所につきましては、15ページの案内図をご参照願います。

内容といたしましては、申請地の黒土を約1.5メートル掘削し、約1,279立方メートルを搬出します。さらにその下の赤土を1.65メートル掘削し、表土として約1,406立方メートルを現地に仮置きいたします。外部から搬入した土を約1,421立方メートル埋め戻し、その上に仮置きしていた赤土1.5メートルを被せて表土とするとのことでございます。施工計画につきましては、お手元に配布してございます資料4に申請図面等でお示ししてございますので併せてご参照願います。この一時転用に伴います工事の概要は、主に土壌改良を目的とした掘削・埋め戻し及び農地復元でございます。近隣への防除対策といたしまして、東・南・西側について境界から、0.3メートル後退して施工し、防風ネットを設置します。客土につきましては、[REDACTED]にて発生しましたものの約1,421立方メートルで、搬入計画につきましては、10tダンプトラック2台を使用し、工事期間は日曜日は稼働させず、午前8時30分～午後5時とのことでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告をお願いします。 8番 木村委員

○8番（木村 寛君）現地は、耕うん済みで管理されておりました。許可申請については問題ないと思っております。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

（参考人 答弁）

○参考人（ 君） の と申します。よろしくお願いします。

○参考人（ 君） の と申します。よろしくお願いします。

1 番、転用を行う理由とこの地を選定した理由につきまして、今回、長年畑として、農業等使用し続けたためですね、表層の菌等の汚染を取り除くために、下層の無菌の赤土を表土として使用し、土壌改良及び盛土を行い、耕作に適した土の農地の形質を変更いたす次第でございます。

2 番、土地利用計画及び施設概要につきましては、今回の申請面積 988 平方メートル、境界より 30 センチ後退いたしまして、現在の上層の黒土 1.50 メートルを外部に搬出いたしまして、下層の赤土 1.65 メートルを表土として使用するため、場内にストックし、現地盤より最大 15 センチの盛土し、隣接の土地の地盤にすりつける土地の造成工事でございます。盛土の使用する土の採集先につきましては、今回 番地の

■■■■■ 工事、工事施工者 ■■■■■ の建設発生土で盛土をいたします。

なおこの盛土につきまして、この土の分析結果証明書は、申請書に添付しております。

土量につきましては、上層 1.50 メートルの外部搬出分と、現地盤の平均盛土高 15 センチで、計 1,421 立方メートルの盛土となります。

なおこの場内のストック分といたしましては、1,407 立方メートル、搬入計画については使用するダンプ 10t 車 2 台で、1 日平均延べ台数 6 台、1 日平均搬入路、33 立方メートルとなります。

3 番、転用計画と周辺の防除対策等につきましては、今回の盛土により隣接地、その高さは、現況地盤のすりつけの形になりますので、工事に際しまして、使用する機械はバックホー、ダンプトラック、ブルドーザー等で各低騒音及び低振動等を使用し、周囲に仮囲いして、防風ネット 1.80 メートルの高さを設置いたします。

4 番、工程及び工期並びに工事期間中の安全対策につきましては、工程につきましては、現地測量、丁張及び進入路造成工事で約 2 か月、土工事、掘削盛土整地、片付け等で約 10 か月、予定として許可があり次第、今年の 11 月から来年 10 月末日の 12 か月の予定としております。工事期間中の安全対策につきましては、出入口は東側 1 か所、入り口部分には、工事区域内に入れないようバリケード等設置いたしまして、車両の出入口には、交通誘導員を配置いたします。なお、工事車両の進入時間は 9 時から 5 時までといたしまして、通行者等がいた場合には徐行し、事故のないよう安全には十分注意いたします。

5 番、隣接耕作者と周辺地域への説明状況につきましては、一応隣接耕作者の同意書につきましては、本申請書に添付しております。なお、周辺地域への説明状況につきましては、周囲の土地所有者及び建物の住居者等には、工事のお知らせ、また計画等の図面にて、一応説明済みでございます。

6 番、施設の管理計画につきましては、造成後につきましては、ブロッコリー等の栽培を予定しておりまして、草刈り等をして住民に迷惑がかからないよう、耕作をしまいたします。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたし

ます。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございます。

(参考人退席)

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 13 番 早川 新市委員

○13 番（早川 新市君）本件につきまして、地元委員として発言いたします。

10 月 7 日、現地確認を行い、申請人から話を伺いました。許可申請地は、耕うん状態でした。今回土壌改良及び農地造成のための許可申請事案になります。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 13 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

○議長（古塩 貞夫君）次に、日程第 3 号、議案第 34 号、農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

初めに新規の促進計画である整理番号 81 番及び 82 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 16 ページ、17 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 81 番及び 82 番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は 21,602 平方メートル、設定する土地は XXXXXXXXXX ほか 5 筆、地目畑、地積合計 3,168 平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの 3 年間でございます。

利用目的は露地野菜、設定初年は令和 7 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域

等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。

場所につきましては、17 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、100 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、綾瀬市において、自作の田 1,707 平方メートル、畑 10,270 平方メートル、利用集積による田 5,340 平方メートル、畑 4,285 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、母の 2 名で、従事日数は 280 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告をお願いします。 8 番 木村委員

○8 番（木村 寛君）現地は耕うん済みで、しっかり管理をされておりました。農用地利用集積等促進計画の決定については、何ら問題がないと思います。

皆様のご意見、ご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 2 地区 峯山推進委員

○第 2 地区（峯山 健吾君）本日審議がなされております農用地利用集積計画決定事案について、10 月 20 日第 3 班に同行させていただき、現地調査を行ったことをご報告させていただきます。現地の状況は、先ほど第 3 班の代表委員が述べられたとおり、耕うん状態で農地として、適正に管理されておりました。借人は[REDACTED]に加入し、熱心に農業に取り組んでおります。利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 81 番及び 82 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、継続の促進計画である整理番号 83 番から 94 番まで、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 18 ページから 29 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 83 番から 94 番まででございます。

農地中間管理権の設定をする者及び設定する土地等は記載のとおりでございます。

各借人の状況につきましては、別紙の借人情報をご覧ください。場所につきましては、各案内図をご参照願います。

各貸人は、農地の管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。全ての農地において、適切に管理されていることを事務局で現地確認しております。以上により、全ての議案において、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）これらの件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 83 番から 94 番までについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、全て原案のとおり可決されました。

次に、日程第 4 号、議案第 35 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。整理番号 3 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 30 ページから 31 ページをご覧ください。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、整理番号 3 番でございます。被相続人及び農業相続人は記載のとおりです。

申請地は、XXXXXXXXXX、地目畑、地積 2,220 平方メートルでございます。

場所につきましては、31 ページの案内図をご参照願います。内容といたしましては、当該

土地について、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるための適格者である旨の証明願でございます。

相続開始年月日は令和 7 年 1 月 21 日、都市計画区域等につきましては、市街化区域、生産緑地で相続税納税猶予の適用農地でございます。

農業相続人は、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、父、母、祖父の 4 名で、従事日数は 150 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告をお願いします。 8 番 木村委員

○8 番（木村 寛君）現地は一部に、里芋、大根が植えられておりました。あとの大多数は耕うんされて、しっかり管理されておりました。適格者証明願については、問題ないと思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員に補足の発言を願うところですが、7 番早川 晴子委員は欠席となっておりますので、事務局が代読いたします。

○事務局（鈴木主事）代読いたします。本件につきまして、地元委員として発言いたします。10 月 16 日、私も現地確認を行い、申請人に面会してまいりました。

現地は里芋、大根が作付けされ、ほぼ耕うん状態で、農地として管理されております。

申請者は、相続した農地で、これからの農業経営を行っていきたいとお話しされておりました。地元委員としては、申請者の農業の継続意思も確認出来ましたので、適格者証明書の発行に問題はないと考えました。皆様のご審議よろしく願いします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。早川晴子委員から、文書で提出されております。事務局が代読しました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、整理番号 3 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおりに証明することに決定されました。

次に、日程第 5 号、議案第 36 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを議

題といたします。整理番号 6 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 32 ページ、33 ページをご覧ください。

議案第 36 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 6 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。

申請地は■■■■■■■■■■ほか 1 筆、地目畑、地積合計 761 平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和 4 年 9 月 28 日から令和 7 年 10 月 28 日まで、相続開始年月日は、平成 22 年 1 月 8 日で、今回が 5 回目の証明願でございます。場所につきましては、33 ページの案内図をご参照願います。

申請人は■■歳、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は、子、子の妻、孫の 3 名で、従事日数は 330 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。 8 番 木村委員

○8 番（木村 寛君）現地はハウスが設営されており、苗の育苗をしておりました、引き続き農業経営を行っている旨の証明願については、問題はないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 12 番 宇野委員

○12 番（宇野 政信委員）地元委員として発言します。申請人は■■■■■■■■■■さんになりますが、年齢が■■歳ということで、今身体のほうは十分動けないということで、実際にはお子さんとお子さんの妻、それからお孫さん、その 3 人の方が今中心になってやっています。現状については先ほどお話あったように、ハウスの中で、キャベツだとか、いろんなものを、トウモロコシとかいろいろ、種を蒔いてそれを畑のほうへ持っていくということで、この■■■■■■■■■■さんのお子さんは、先ほども名前上がっていましたけれども、利用集積のところでありましたよね。■■■■■■■■■■さんです。その畑をやるための苗を作っています。

そんな状況で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願を出すことは問題ないと思います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 6 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願出のとおりに証明することに決定されました。

次に、同じく引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを議題といたします。整理番号 7 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 34 ページ、35 ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 7 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■■■■■■■、地目畑、地積 2,437 の内 2,387 平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和 4 年 10 月 27 日から令和 7 年 10 月 28 日まで、相続開始年月日は、平成 13 年 2 月 20 日で、今回が 8 回目の証明願でございます。場所につきましては、35 ページの案内図をご参照願います。

申請人は■■歳、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、母の 3 名で、従事日数は 350 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 3 班の代表の委員より報告を願います。 8 番 木村委員

○8 番（木村 寛君）現地はハウス 3 棟内で、胡蝶蘭が栽培されておりました。今はちょうど出荷の全盛期みたいです。パートの従業員の方が出荷作業をされておりました。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願については、何ら問題はないかと思われま。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員に補足の発言を願うところですが、7 番早川 晴子委員は欠席となっております。文書で提出されておりますので、事務局が代読いたします。

○事務局（鈴木主事）代読いたします。本件につきまして、地元委員として発言いたします。10 月 17 日、私も現地確認を行い、申請人に面会してまいりました。現地はハウスで胡蝶蘭が栽培され、農地として適正に管理されておりました。

申請者は相続した農地で、これからも農業経営を行っていきたいとお話しされていました。地元委員としては、申請者の農業を継続意思も確認できましたので、適格者証明書の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 7 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおりに証明することに決定されました。

次に、同じく引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを議題といたします。整理番号 8 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 36 ページ、37 ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 8 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。

申請地は■■■■■■■■■■、地目畑、地積 993 平方メートルでございます。

内容といたしましては、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和 4 年 10 月 27 日から令和 7 年 10 月 28 日まで、相続開始年月日は、平成 13 年 2 月 20 日で、今回が 8 回目の証明願でございます。

場所につきましては、37 ページの案内図をご参照願います。

申請人は■■歳、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、子、子の妻の計 3 人で、従事日数は 350 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告を願います。 8 番 木村委員

○8 番（木村 寛君）現地はブルーベリーが植えられており、下草も刈られて、しっかりと管理されておりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明発行についてはですね、問題がないかと思われます。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件につきましては地域の担当委員の 7

番早川 晴子委員は欠席でございますので、補足発言について、文書で届いております。
事務局が代読いたします。

○事務局（鈴木主事）代読いたします。本件につきまして、地元委員として発言いたします。
整理番号 7 番と同様に、10 月 17 日申請人に面会してまいりました。

現地はブルーベリーが栽培されており、農地として適正に管理されておりました。申請者は相続した農地で、これからも農業経営を行っていくとお話しされておりました。

地元委員としては、申請者の農業の継続意思確認できましたので、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に、問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 8 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願出のとおりに証明することに決定されました。

次に、日程第 6 号、報告第 7 号、専決処分等についてを、議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長（中西事務局長）それでは、議案書の 38 ページから 41 ページをご覧ください。
日程第 6 号報告第 7 号専決処分等についてでございます。

本件につきまして、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出 1 件、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 2 件、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 1 件、農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の事業報告について 1 件ございました。

綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第 8 条第 1 項第 1 号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第 3 項及び第 10 条の規定によりご報告いたします。議案書の 38 ページをご覧ください。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出 1 件でございます。この届出は、相続により農地の権利を取得した場合、農地のある農業委員会にその旨、届け出なければならないと農地法により規定されているため、届出があったものでございます。届出人・届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に議案書 39 ページをご覧ください。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 2 件で
ございます。整理番号 4 番と 5 番でございます。転用の内容は、住宅敷地で地積合計 1,844
平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に議案書 40 ページをご覧ください。農地法第 5 条第 1 項第 6 項の規定による届出 1 件で
ございます。転用の内容は住宅敷地で、地積 450 平方メートルでございます。

次に議案書 41 ページをご覧ください。農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法
人の事業等の報告 1 件でございます。農地所有適格法人は、毎年、事業年度終了後、事業
の状況について農業委員会に報告することとなっております。

1 は、「法人の概要」でございます。「代表者氏名」、及び「所在地」は記載のとおりでござ
います。「経営面積」は、11,173 平方メートルでございます。

2 の「事業の種類等」ですが、「生産する農畜産物」は、果樹で「売上高」は、令和 6 年の
実績で 4,972,546 円でございます。3 の「利用権の設定を受けた農地」は、記載のとおり
で、地積合計 1,795 平方メートルでございます。

以上、専決処分等の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありまし
たらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 7 号専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、令和 7 年 10 月第 28 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

10 時 23 分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第 19 条第 1 項の規定によりここに署名する。

綾瀬市農業委員会議長

綾瀬市農業委員会委員

綾瀬市農業委員会委員